

認可地縁団体

申請の手引き

R7.11 更新

南 砺 市

目 次

I	地縁団体の認可申請手続き	ページ
1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	認可のための要件・・・・・・・・	2
3	認可申請に必要な書類・・・・・・・・	3
4	市長の認可と告示・・・・・・・・	4
5	証明書の交付請求・・・・・・・・	4
6	認可申請手続きの流れ・・・・・・・・	4
7	認可の取消し・・・・・・・・	5
8	認可地縁団体の留意事項・・・・・・・・	5
II	地縁団体の規約変更の手続き	
1	規約変更の認可の申請・・・・・・・・	5
2	規約変更の認可・・・・・・・・	5
3	規約変更手続きの流れ・・・・・・・・	6
III	告示事項の変更手続き	
1	告示事項の変更届・・・・・・・・	7
2	告示事項変更の告示・・・・・・・・	7
3	告示事項変更手続きの流れ・・・・・・・・	7
IV	認可地縁団体の印鑑登録手続き	
1	目的・・・・・・・・	8
2	印鑑登録の申請資格者・・・・・・・・	8
3	登録できない印鑑・・・・・・・・	8
4	登録手続き・・・・・・・・	8
5	印鑑登録証明書の交付・・・・・・・・	9
6	印鑑登録の廃止・・・・・・・・	9
7	印鑑登録の抹消・・・・・・・・	9
V	申請窓口・・・・・・・・	10
VI	各種様式・記載例	
	〔第1号様式〕 認可申請書	
	〔第2号様式〕 証明書交付請求書	
	〔第3号様式〕 規約変更認可申請書	
	〔第4号様式〕 規約変更内容及び変更理由	
	〔第5号様式〕 告示事項変更届出書	
	〔第6号様式〕 認可地縁団体印鑑登録申請書	
	〔第7号様式〕 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	
	〔第8号様式〕 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	
	〔参考〕 ● 構成員名簿 ● 代表者就任承諾書 ● 総会議事録例	

I 地縁団体の認可申請手続き

1 はじめに

平成3年に地方自治法が改正され、これまでは任意の団体であった自治会や町内会等が、市長の認可を得ることにより法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。この団体を『認可地縁団体（認可を受けた地縁による団体）』といいます。

認可地縁団体は、地域的共同活動のために使用する不動産又は不動産に関する権利を保有することができます。（地方自治法260条の2） 地域的な共同活動を円滑に行うことを目的とする自治会・町内会等が所定の手続きをし、市長の許可を得られれば、法人格を持つことができますということです。

※「登記を要する財産（不動産）を団体名義で持つ、持つ予定があること」が地縁団体の条件でしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により不要となりました。

2 認可のための要件

認可地縁団体となるためには、次の4つの要件を満たしていなければなりません。これは、その活動が安定的なものであるかどうか確認するためです。

1. 認可地縁団体になろうとする自治会や町内会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とし、現にその活動を行なっていること。
2. 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。そして、この区域が相当の期間にわたって存続していること。
3. 認可地縁団体は、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、その相当数が現に構成員となっていること。
4. 次の8項目が記載されている規約を定めていること。

① 目的

区域の住民相互の連絡、環境の整備あるいは子供会や老人会の世話など良好な地域社会の形成を維持するために行っている活動をできる限り具体的に定めてください。

② 名称

〇〇自治会、〇〇町内会など特に制限はありません。

③ 区域

曖昧な点が残らないよう明示する必要があります。

例1 南砺市〇〇××の区域及び〇〇△△番地から□□番地

例2 南砺市〇〇地域の全域

④ 主たる事務所所在地

団体の事務所の所在地を番地まで記入してください。専用に事務を行う建物等がない場合は、事務を行っている代表者の自宅等でも結構です。この場合は、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。

⑤ 構成員の資格

区域内に住所を有する個人全てが構成員になることができる、と定めることが必要です。この場合の構成員は、世帯の代表者ではなく個人です。また、正当な理由がない限り個人の加入を拒んではならないことについても必ず定める必要があります。

⑥ 代表者

代表者1名を必ず選出する必要があります。

代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務等を規定してください。

⑦ 会議

通常総会、臨時総会などの団体の基本的な議決権を持つ会議について、招集方法や議決の方法について定める必要があります。

⑧ 資産

団体が所有する資産及び保有する権利等の構成、管理及び処分について規定する必要があります。処分については、総会の議決を要することとする必要があります。

3 認可申請に必要な書類

認可地縁団体となるためには、認可申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて、市長に申請します。

① 団体の規約

『2認可のための要件』の4に記載されている8項目の記載が必要です。

② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

構成員が十分に議論し総会で全員の意志を確認した上で、認可申請をする旨を議決した総会の議事録です。（議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）総会の議案としては、①規約の承認②代表者の選出③構成員の確定④不動産、資産の確定を挙げる必要があります。これらを議決した上で認可申請をする旨が議事録に記載されている必要があります。

③ 構成員の名簿

世帯主だけでなく、構成員である場合には子供から大人まで構成員全員の氏名及び住所を記載する必要があります。この構成員の数が地区全体の人口と比べて「相当数（概ね過半数以上）」でなければなりません。

④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類が必要です。

記載内容としては、団体の活動実績報告書等です。（総会資料など）

⑤ 申請者が代表者であることを証する書類

代表者就任承諾書（代表者の署名押印のあるもの）を提出してください。

4 市長の認可と告示

市長は、要件を満たしている時に認可します。市長が認可することにより法人格を得ることとなり、法務局への法人登記は必要ありません。市長が認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

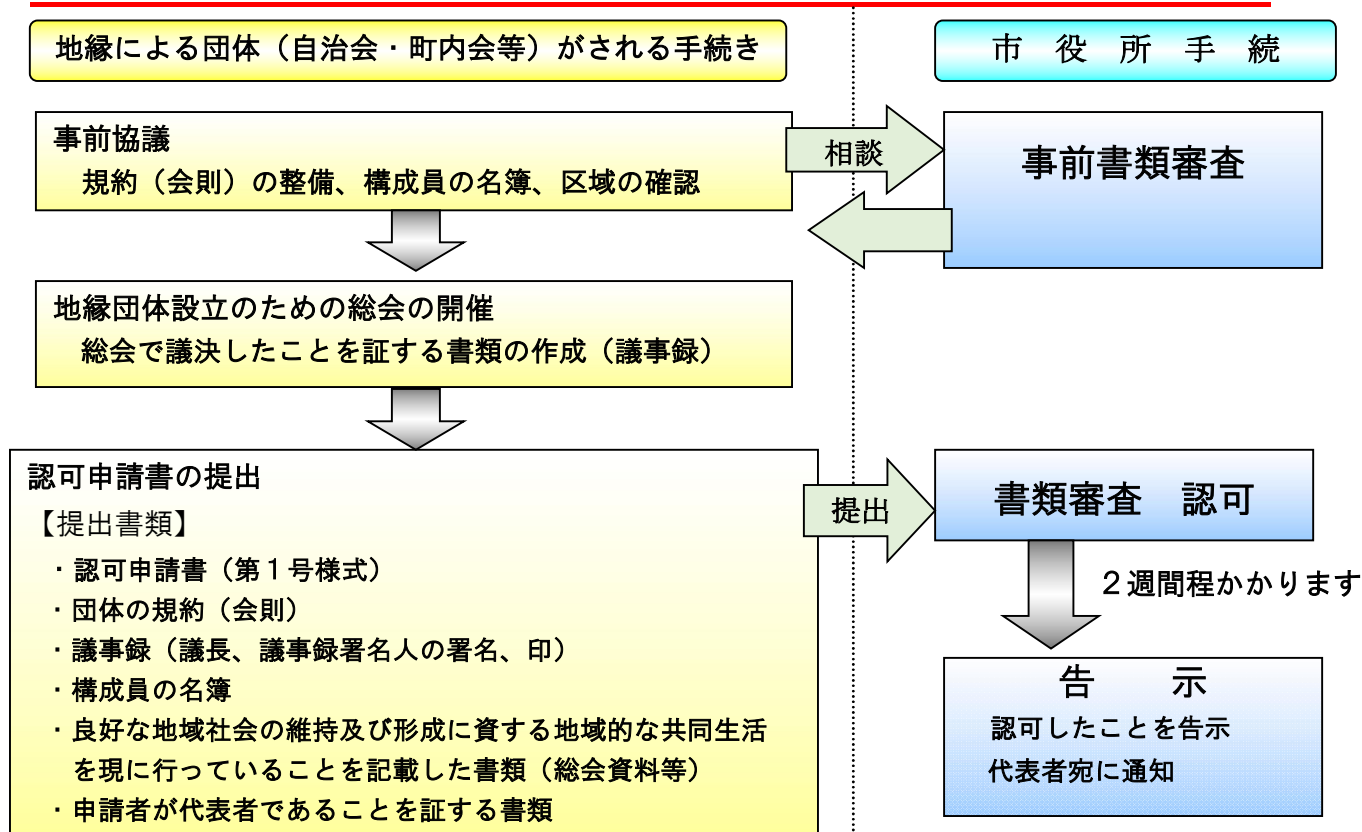
市長は、認可した旨と次の9項目を告示します。

- 名称
- 規約に定める目的
- 区域
- 主たる事務所所在地
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 規約に定める解散の事由
- 認可年月日

5 証明書の交付請求

地縁団体証明書（認可地縁団体台帳の写し）の交付は、どなたでも受けることができます。証明書交付請求書（第2号様式）を提出していただく必要があります。証明書の手数料は一通300円で、告示のあった日から発行できます。

6 認可申請手続きの流れ



7 認可の取消し

『認可要件』のいずれかを欠くこととなったとき及び、不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可地縁団体としての認可が取り消されることがあります。

8 認可地縁団体の留意事項

次の事項に留意してください。

- 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動を目的とするものではありません。
- 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとします。
- 認可地縁団体は、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものではありません。
- 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはいけません。

II 地縁団体の規約変更の手続き

1 規約変更の認可申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更がある場合、規約変更認可申請書（第3号様式）に次の書類を添付して市長に申請し認可を受けなければなりません。

- ① 規約変更の内容とその理由を記載した書類（第4号様式）
- ② 規約の変更を総会で議決したことを証する総会議事録

※規約の変更により、告示事項の変更がある場合は、別途、告示事項変更届出書（第5号様式）が必要です。

2 規約変更の認可

認可地縁団体の規約を変更するときには、変更について市長の認可を受けなければ第3者に対抗することができません。市長は、申請に基づいて規約変更を認可したときは、その旨を申請者に通知します。

3 規約変更手続きの流れ

地縁による団体（自治会・町内会等）がされる手続き

総会の開催

- ・ 規約の変更について、総会において議決を得る。
- ・ 総会で変更事項が議決されたことを証する書類（議事録）の作成
 - ※規約変更事項及び議決を得た事を記入
 - ※議長・議事録署名人の署名、捺印が必要

規約変更認可申請書の提出

【提出書類】

- ・ 変更認可申請書（第3号様式）
- ・ 議事録（議長・議事録署名人の署名、捺印が必要）
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類（第4号様式）
- ・ 変更後の規約

提出

市役所手続

書類審査
認可

申請者（代表者）に通知
※規約の変更が認可された
ことを通知します。

告示事項変更届出書の提出

規約を変更することにより、告示事項に変更がある場合は、併せて告示事項変更届出書の提出が必要。

【告示事項とは】

- ◆ 名称
- ◆ 規約に定める目的
- ◆ 区域
- ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無
- ◆ 規約に定める解散の事由

※ 『Ⅲ 告示事項変更申請手続き』を参照してください。

Ⅲ 告示事項の変更手続き

1 告示事項の変更届

代表者が交替された場合など、告示した事項に変更が生じたときは告示事項変更届出書（第5号様式）に次の書類を添付し、市長に対して届出が必要です。

- ① 変更を総会で議決した旨を証する総会議事録（議事録署名人の署名・押印）
- ② 総会資料

【告示事項とは…】

- ◆ 名称
- ◆ 規約に定める目的
- ◆ 区域
- ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無
- ◆ 規約に定める解散の事由

2 告示事項変更の告示

市長は、告示内容の変更の届出を受けたときは、変更のあった事項について告示します。告示されるまでは、変更のあった内容について第3者に対抗することはできません。

3 告示事項変更手続きの流れ

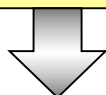
地縁による団体（自治会・町内会等）がされる手続き

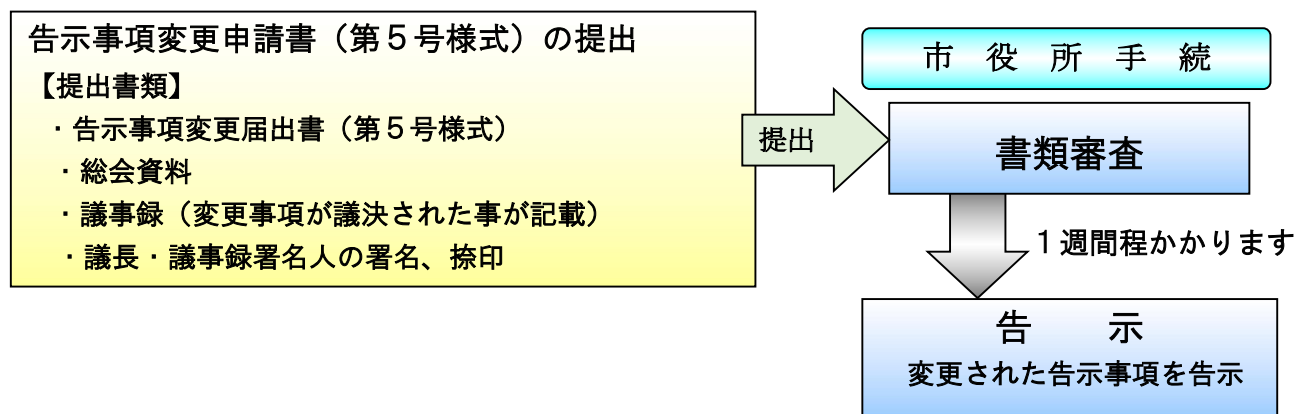
告示事項

- ◆ 名称 ◆ 規約に定める目的 ◆ 区域 ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無 ◆ 規約に定める解散の事由

総会の開催

総会で変更事項が議決されたことを証する書類の作成
（議長・議事録署名人の署名、捺印が必要）





IV 認可地縁団体の印鑑登録手続き

1 目的

認可地縁団体の印鑑登録及び証明書交付により、認可地縁団体の利便の増進を図るとともに、不動産等の取引の安全に寄与することを目的とするものです。

2 印鑑登録の申請資格者

以下の者を登録資格者として、認可地縁団体につき1個の印鑑を登録することができます。

- ① 代表者
- ② 職務代行者（地方自治法施行規則第19条第1項第1号）
- ③ 仮代表者（地方自治法第260条の9）
- ④ 特別代理人（地方自治法第260条の10）
- ⑤ 清算人（地方自治法第260条の24又は地方自治法第260条の25）

3 登録できない印鑑

以下のいずれかに当てはまる印鑑は認可地縁団体印鑑として登録できません。

- ① ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ④ その他認可地縁団体印鑑として適当でないもの

4 登録手続き

以下の書類に**登録しようとする印鑑・登録者の実印を添えて**、登録資格者自らが手続きを行ってください。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（第6号様式）

- ② 登録資格者の身分証明書（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）
- ③ 南砺市印鑑条例の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑

※ 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに基づき代理人が告示されている場合で、代理人が申請される場合は、委任状が必要です。

※ 代理人が申請される場合は、登録申請があったことを代表者等（登録資格者）に対して文書（認可地縁団体印鑑登録確認書）により通知します。代表者等（登録資格者）が記入した認可地縁団体印鑑登録確認書を提出していただくことで、認可地縁団体印鑑を登録することができます。

5 印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、以下の書類・印鑑を添えて代表者等の本人が、自ら申請して下さい。

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第7号様式）
- ② 登録している認可地縁団体印鑑
- ③ 申請者の身分証明書（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）
- ④ 交付手数料1通 300円

※ 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに基づき代理人が告示されている場合で、代理人が申請される場合は、委任状が必要です。

6 印鑑登録の廃止

認可地縁団体印鑑登録の廃止をしようとする場合は、認可地縁団体印鑑廃止申請書により代表者等が、自ら申請してください。

- ① 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第8号様式）
- ② 登録されている認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、登録資格者の個人の実印を押印してください。

※ 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに基づき代理人が告示されている場合で、代理人が申請される場合は、委任状が必要です。

7 印鑑登録の抹消

以下の場合、認可地縁団体登録印鑑を抹消します。

- ① 代表者等の登録資格に変更があったとき
- ② 認可地縁団体が解散したとき
- ③ 認可地縁団体の名称の変更により、登録印鑑として適当でない場合

※ この場合は、登録者に抹消した旨をお知らせします。

V 申請窓口

*地縁による団体の認可

市役所市民協働部 南砺で暮らしません課

☎ 0763-23-2037

*認可地縁団体の認可地縁団体証明書・印鑑証明書

各市民センター窓口

*不動産登記

富山地方法務局砺波支局（砺波市）

☎ 0763-32-2361

*認可地縁団体の課税・課税免除・減免

法人市民税：市役所税務課市民税係

☎ 0763-23-2005

固定資産税：市役所税務課資産税係

☎ 0763-23-2005

法人県民税・不動産取得税：総合県税事務所（富山市）

☎ 076-441-2551

その他の税金：砺波税務署（砺波市）

☎ 0763-33-1073（代）